

## 1 策定過程

年月日	内容（主な議題）
平成 29 年 10 月 20 日	第 1 回 策定幹事会・分科会（合同開催） ・計画の概要、計画策定に向けての留意点、スケジュール等について ・市民アンケート（案）、事業所アンケート（案）について
平成 29 年 11 月 1 日	第 1 回 策定協議会 ・助言者（長岩嘉文先生）講演、計画概要について ・アンケート調査の実施について
平成 29 年 11 月 21 日 ～平成 29 年 12 月 6 日	安城市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査の実施 ・市内に在住する 18 歳以上の人
平成 29 年 11 月 24 日 ～平成 29 年 12 月 8 日	安城市地域福祉計画策定のための事業所アンケート調査の実施 ・市内に所在地を有し、介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する事業所
平成 30 年 2 月 8 日 ～平成 30 年 3 月 3 日	第 1 回 地域会議 ・計画策定について ・町内の課題（お困りごと）解決検討ワーク
平成 30 年 3 月 20 日	第 2 回 策定幹事会・分科会（合同開催） ・市民及び事業所アンケートの実施結果について
平成 30 年 3 月 29 日	第 2 回 策定協議会 ・市民及び事業所アンケートの実施結果について
平成 30 年 4 月 28 日 ～平成 30 年 7 月 10 日	第 2 回 地域会議 ・新たな町内福祉活動計画づくりのための検討ワーク
平成 30 年 6 月 27 日	第 3 回 策定幹事会・分科会（合同開催） ・計画骨子（案）について
平成 30 年 7 月 5 日	第 3 回 策定協議会 ・計画骨子（案）について
平成 30 年 8 月 9 日	第 4 回 策定分科会 ・計画（第 4 章）の原稿修正の依頼について
平成 30 年 9 月 6 日	第 5 回 策定分科会 ・第 1 章から第 4 章の原案について
平成 30 年 9 月 7 日 ～平成 30 年 10 月 19 日	第 3 回 地域会議 ・地区社協の福祉活動推進計画（案）について
平成 30 年 9 月 19 日	第 4 回 策定幹事会 ・第 1 章から第 4 章の原案について
平成 30 年 9 月 27 日	第 4 回 策定協議会 ・第 4 次計画事務局案（第 1 章から第 4 章まで）について
平成 30 年 10 月 26 日	第 6 回 策定分科会 ・パブリックコメント提出用計画（案）について

年月日	内容（主な議題）
平成30年11月6日	第5回 策定幹事会 ・パブリックコメント提出用計画（案）について
平成30年11月15日	第5回 策定協議会 ・パブリックコメント提出用計画（案）について
平成30年12月4日 ～平成31年1月4日	パブリックコメントの実施
平成31年1月30日	第6回 策定幹事会・第7回 策定分科会（合同開催） ・パブリックコメント結果報告、計画答申案について
平成31年2月12日	第6回 策定協議会 ・パブリックコメント結果報告、計画答申案について

## 2 安城市地域福祉計画策定協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例(平成25年安城市条例第34号)第5条の規定に基づき、安城市地域福祉計画策定協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(助言者)

第4条 協議会の運営に関し指導又は助言を得るため、協議会に助言者を置くことができる。

2 助言者は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会に、必要があると認めるときは、幹事会を設けることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

### 3 第4次安城市地域福祉計画策定協議会委員名簿

区分	氏名（敬称略）	所属及び役職等
会長	神谷 明文	社会福祉法人安城市社会福祉協議会 会長
副会長	大見 博昭 (平成30年5月24日まで)	安城市町内会長連絡協議会 副会長
副会長	加藤 研一 (平成30年5月25日から)	安城市町内会長連絡協議会 副会長
委員	柴田 綾乃	安城市民生委員・児童委員協議会 会長
委員	野上 三香子	安城市ボランティア連絡協議会 副会長
委員	北川 弘巳	安城市老人クラブ連合会 会計
委員	塚原 信一	安城市子ども会育成連絡協議会 会長
委員	野々川 信	一般社団法人安城市医師会 副会長
委員	矢田 力三 (平成30年5月11日まで)	安城市地区社会福祉協議会会長連絡会 会長
委員	都築 知久 (平成30年5月12日から)	安城市地区社会福祉協議会会長連絡会 会長
委員	都築 智	安城市小中学校長会 安城市特別支援教育推進協議会長
委員	高木 キヨ子	安城市身体障害者福祉協会 副会長
委員	松岡 万里子	特定非営利活動法人 ing 理事長
委員	山北 佑介	社会福祉法人ぶなの木福祉会 統括管理者
委員	森 紀子	愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院 更生訪問看護ステーション 管理者
委員	神谷 由美子	特定非営利活動法人 おやこでのびっこ安城 理事長
委員	加藤 薫	特定非営利活動法人 育て上げネット中部虹の会 総括コーディネーター
委員	芦田 彩子	公募市民
委員	寺田 覚	公募市民
助言者	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校 校長

※ 所属及び役職は就任時を表記。

## 4 諮問・答申

29福祉第64号  
平成29年11月1日

安城市地域福祉計画  
策定協議会 会長 様

安城市長 神谷 学

安城市地域福祉計画の策定について（諮問）

地域における福祉サービスの適切な利用を推進し、サービス事業者の健全な発達や地域住民の福祉活動への積極的な参加を促進するとともに、本市の特性を活かした地域福祉を総合的かつ計画的に推進するため、社会福祉法第107条の規定に基づく安城市地域福祉計画の策定について、貴協議会の意見を求めます。

平成31年2月12日

安城市長 神谷 学 様

安城市地域福祉計画策定協議会  
会長 神谷 明文

安城市地域福祉計画の策定について（答申）

平成29年11月1日付け29福祉第64号にて諮問のありました「安城市地域福祉計画の策定」につきましては、別添のとおり計画書（案）を取りまとめましたので答申します。

計画の基本理念である「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を実現するため、「つながる」「つなげる」お互いさまで支え合う地域づくり」を今後5年間の推進テーマとして掲げるとともに、3つの基本目標と4つの重点項目を定めています。

特に、日々の生活における地域住民の主体的かつ多様な活動に対して、市や社会福祉協議会、事業者などが連携し、支えていくことは、今後の安城市における地域福祉の向上に必要不可欠なものです。

引き続き、各施策が着実に推進されることを要望します。

## 5 地域会議開催実績

地域会議を地区社協及び町内の区域ごとに開催しました。役割は次の3つです。

- ① 地域住民が地域における課題の確認と解決に向けた行動を考え、町内福祉委員会及び地区社会福祉協議会の活動計画を策定するとともに、策定過程で出た意見を集約して、本計画に反映させる。
- ② 各町内及び地区現行計画の単なる見直しに終わらせず、課題解決型の町内福祉委員会を目指すとともに、地域共生社会の構築を盛り込んだ計画を考える。また、関係団体、福祉事業者との協議も提案する。
- ③ 各町内で出た課題を各地区で整理し、共有化する中で、各地区の在り方を考える。

### 1 地区会議（地区社協の区域の会議）

#### (1) 第1回地域会議

地域福祉計画の策定に先立ち実施された市民アンケートの結果について説明を受けたうえで意見交換をしました。その後、「一人の困りごとを我が事として考える」をテーマに事例（発達障害、ひきこもり）をもとに各町で話し合いました。

地区名	開催日時	会場	グループ数	参加者数
中央	2月8日（木）午後 1:30～	社会福祉会館	10	52
作野	2月9日（金）午前 9:30～	作野福祉センター	5	36
安祥	2月14日（水）午後 1:30～	安祥福祉センター	8	35
中部	2月17日（土）午後 1:30～	中部福祉センター	14	66
東山	2月20日（火）午後 1:30～	北部福祉センター	10	61
明祥	2月23日（金）午後 1:30～	明祥福祉センター	5	33
西部	3月1日（木）午後 1:30～	西部福祉センター	6	40
桜井	3月3日（土）午後 1:30～	桜井福祉センター	15	93
計			73	416



## (2) 第2回地域会議

第3次地域福祉計画の振り返りと地域の課題出しを目的として、「これまでの振り返りと今後について」をテーマに、各町で話し合いました。

地区名	開催日時	会場	グループ数	参加者数
作野	4月28日(土)午後2:30~	作野福祉センター	5	33
明祥	5月11日(金)午前10:00~	明祥福祉センター	5	35
中部	5月11日(金)午後2:30~	中部福祉センター	15	85
安祥	5月12日(土)午前10:00~	安祥福祉センター	9	48
桜井	5月12日(土)午後1:00~	桜井福祉センター	15	110
中央	5月12日(土)午後3:30~	総合福祉センター	14	79
東山	5月18日(金)午前10:00~	北部福祉センター	10	79
西部	7月10日(火)午後1:30~	西部福祉センター	6	38
計			79	507

## (3) 第3回地域会議

各町内の会議の意見を踏まえ、各地区社協の福祉活動推進計画について話し合いました。

地区名	開催日時	会場	参加者数
作野	9月7日(金)午後1:30~	作野福祉センター	11
中部	9月21日(金)午前10:00~	中部福祉センター	22
中央	9月26日(水)午後1:30~	社会福祉会館	27
桜井	9月29日(土)午後1:30~	桜井福祉センター	28
明祥	10月5日(金)午前9:30~	明祥福祉センター	8
西部	10月10日(水)午後1:30~	西部福祉センター	18
東山	10月12日(金)午前9:30~	中部福祉センター	16
安祥	10月19日(金)午後1:30~	安祥福祉センター	13
計			143

## 2 町内会議（町内の区域の会議）

町内福祉活動計画の策定に向けて、町内福祉委員会ごとの会議を、市内76町内福祉委員会において、計196回開催し、参加者数は延べ2,018人でした（平成30年10月31日時点）。

## 6 活動指標一覧

「第4章 地域福祉施策の推進」で整理した推進施策・事業に関わる活動指標等の一覧は以下のとおりです。

※目標値については、「実績年度だけ特殊な事情があった」「他の計画ですでに目標値が設定されている」等の理由から、2017年度の実績値よりも減っている指標があります。

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
基本施策	1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	主担当課	掲載頁
<b>1-1-（1）地域福祉活動への参加の啓発</b>					
①市社協広報紙発行事業	発行回数	12回	12回	市社協	52
②町内福祉委員会全体研修会開催事業	参加した町内福祉委員会数	73 町内福祉委員会	全町内福祉委員会	市社協、地区社協	52
③地区社協地域福祉活動勉強会開催事業	実施回数	8回	8回	地区社協	52
④町内会の必要性の啓発と町内会への加入促進	町内会加入率	72.5%	75.0%	市民協働課、市民課	52
⑤外国人住民に対する地域情報等の提供	－	－	－	市民協働課、市民課	52
<b>1-1-（2）町内福祉活動計画に基づく小地域福祉活動の推進</b>					
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援	町内福祉委員会発足町内会数	81 町内会	全町内会	地区社協	52
②町内福祉活動計画の策定と進行管理の支援	町内福祉活動計画策定町内福祉委員会数	76 町内福祉委員会	全町内福祉委員会	地区社協	53
<b>1-1-（3）多様な小地域福祉活動等の充実</b>					
①地域見守り活動推進事業	地域見守り活動推進事業実施町内福祉委員会数	76 町内福祉委員会	全町内福祉委員会	市社協、地区社協	53
②福祉マップ作成の支援	－	－	－	地区社協	53
③民生委員による安否確認・見守りの推進	民生委員による訪問件数	25,140 件	26,000 件	社会福祉課	53
④食育メイトによる栄養教室の開催	事業実施回数	27回	26回	健康推進課	53
⑤地域でのサロンの開催支援	月1回以上開催されているサロン実施箇所数	127 箇所	150 箇所	市社協、地区社協	53
⑥町内での福祉に関する勉強会の開催支援	－	－	－	市社協、地区社協、社会福祉課、高齢福祉課	53
⑦老人クラブ等健康教育の推進	健康教育参加者数	5,889 人	6,000 人	健康推進課	53
⑧町内での介護予防教室の支援	開催箇所	52 箇所	60 箇所	高齢福祉課、市社協	53
<b>1-1-（4）地区社協事業と地域支援体制の充実</b>					
①地区社協事業の充実	－	－	－	地区社協	53
②地区社協の組織体制の充実	－	－	－	市社協、地区社協	54

<b>基本目標</b>	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
<b>基本施策</b>	1-2 地域における連携と協働の推進				
<b>事業名</b>	<b>活動指標</b>	<b>実績：2017年度</b>	<b>目標：2023年度</b>	<b>担当当課</b>	<b>掲載頁</b>
<b>1-2-(1) 地域における支援体制の構築と円滑な推進</b>					
①地域における住民組織間の連携体制づくり	－	－	－	地区社協	56
②町内福祉委員会と連携したケース検討会議の実施等による社会資源のネットワーク化	－	－	－	市社協、地区社協、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課	56
③生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化【新規】	生活支援ネットワーク会議の開催回数	18回	各地区2回以上	市社協、高齢福祉課	56
<b>1-2-(2) 住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進</b>					
①福祉事業者と関係団体等との交流促進	－	－	－	市社協、地区社協、社会福祉課、高齢福祉課	56
②住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	年間あたりの連携・協働マッチング件数	－	100件	市社協、地区社協	56
③市民活動センター・ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実	－	－	－	市民協働課、市社協	56
④団体同士がつながる交流会（市民活動交流会）の開催	交流会開催回数	3回	1回	市民協働課	56
⑤市民活動活性化事業（市民活動団体支援）	市民活動センターを通じたマッチング件数	47件	65件	市民協働課	56
<b>基本施策</b>	1-3 地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進				
<b>1-3-(1) 防災の啓発と自主防災体制の充実</b>					
①地域防災訓練の支援（自主防災組織支援事業）	自主防災組織が実施した防災訓練回数	90回	95回	危機管理課、市社協、地区社協	59
②自主防災リーダー養成研修事業	防災リーダー養成研修会受講者数（累計）	707人	1,000人	危機管理課	59
③中学生防災隊活動推進事業	－	－	－	危機管理課、市社協、地区社協	59
④家具転倒防止普及事業	研修実施自主防災組織数	53組織	63組織	危機管理課	59

<b>基本目標</b>	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
<b>基本施策</b>	1－3 地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進				
<b>事業名</b>	<b>活動指標</b>	<b>実績：2017年度</b>	<b>目標：2023年度</b>	<b>担当課</b>	<b>掲載頁</b>
<b>1－3－（2）住まいの防災、減災対策の推進</b>					
①木造住宅無料耐震診断事業	耐震診断実施件数	95件	100件	建築課	60
②木造住宅耐震改修費補助事業	耐震改修実施件数	一般型 18件 簡易型 1件	一般型 20件 簡易型 1件	建築課	60
③木造住宅耐震シェルター整備費補助事業	耐震改修実施件数	0件	1件	建築課	60
④家具転倒防止器具取付事業	家具転倒防止器具取付設置世帯数	高齢者3世帯 障害者0世帯	高齢者15世帯	高齢福祉課 障害福祉課	60
<b>1－3－（3）災害時のボランティア支援体制の充実</b>					
①災害ボランティアコーディネーターの養成	災害ボランティアコーディネーター登録者数	73人	100人	市社協、市民協働課	60
<b>1－3－（4）避難行動要支援者支援制度の啓発と充実</b>					
①避難行動要支援者支援制度の啓発	説明会実施数	10回	15回	社会福祉課、地区社協	60
②避難行動要支援者支援制度の効果的運用	避難行動要支援者の情報提供にかかる同意者数	3,881人	4,000人	社会福祉課、市社協、地区社協	60
<b>1－3－（5）防犯の啓発と地域ぐるみの防犯体制づくり</b>					
①安全安心情報メールなどによる情報提供事業	安全安心情報メール発信回数	262回	260回	市民安全課	61
②防犯教室や街頭キャンペーンなどによる啓発事業	防犯教室等開催回数	112回	110回	市民安全課	61
③自主防犯組織活動支援事業	自主防犯パトロール隊数	76隊	81隊	市民安全課	61
④犯罪抑止モデル地区指定事業	犯罪抑止モデル地区指定地区数（累計）	13地区	19地区	市民安全課	61
⑤子どもの登下校の安全確保に向けたスクールガードの整備	スクールガード登録者数	1,684人	1,800人	学校教育課	61
⑥消費相談事業	消費相談窓口の認知度	27.2%	40.0%	商工課	61
<b>1－3－（6）交通安全の啓発</b>					
①交通安全教育推進事業	交通安全教室開催回数	97回	97回	市民安全課	61
②交通安全広報活動推進事業	－	－	－	市民安全課	61

<b>基本目標</b>	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
<b>基本施策</b>	1-4 生きがいと社会参加の創出				
<b>事業名</b>	<b>活動指標</b>	<b>実績：2017年度</b>	<b>目標：2023年度</b>	<b>担当課</b>	<b>掲載頁</b>
<b>1-4-（1）社会参加の促進と生きがいづくり</b>					
①高齢者教室開催事業	高齢者教室クラス数	11 クラス	11 クラス	生涯学習課	64
②シルバーカレッジ開催事業	シルバーカレッジクラス数	2 クラス	2 クラス	生涯学習課	64
③福祉センター講座開催事業	講座数	36 講座	39 講座	市社協	64
④福祉センターサロンの開催【新規】	参加者数	延 15,377 人	延 16,000 人	市社協、地区社協	64
⑤「農」のある暮らし体験事業	野菜づくり入門コース実施回数	2 回	2 回	農務課	64
⑥地域における高齢者スポーツの推進	ラジオ体操参加者数（大人）	延 17,115 人	延 18,000 人	スポーツ課	64
⑦講座型デイサービス事業	講座型デイサービス講座数	15 講座	15 講座	障害福祉課、市社協	64
⑧障害者社会参加促進事業	行事参加者数	981 人※ <sup>1</sup>	1,300 人	障害福祉課	64
⑨障害のある人のスポーツ活動参加促進事業	障害者大会激励金申請数	1 人	5 人	スポーツ課、障害福祉課	65
⑩地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実	親子ふれあい活動実施校数	18 校	21 校	生涯学習課	65
<b>1-4-（2）就労機会の拡充</b>					
①シルバー人材センターの活用促進	シルバー人材センター会員数	1,001 人	1,150 人	高齢福祉課	65
②障害者就労支援事業	一般就労者数	25 人	28 人	障害福祉課	65
③若年無業者就労支援事業【新規】	支援者の進路決定率	56.3%	50%以上を継続	商工課	65
④就労に困難を抱える者への支援【新規】	－	－	－	社会福祉課	65

※1：障害者福祉体育祭が台風のため中止

<b>基本目標</b>	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう － 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －				
<b>基本施策</b>	2-1 福祉のこころの醸成				
<b>事業名</b>	<b>活動指標</b>	<b>実績：2017年度</b>	<b>目標：2023年度</b>	<b>主担当課</b>	<b>掲載頁</b>
<b>2-1-（1）地域や家庭における福祉学習の推進</b>					
①市社協広報紙発行事業	（基本施策1-1-（1）-①の再掲）			市社協	67
②町内福祉委員会全体研修会開催事業	（基本施策1-1-（1）-②の再掲）			市社協、地区社協	67
③地区社協地域福祉活動勉強会開催事業	（基本施策1-1-（1）-③の再掲）			地区社協	67
④地区社協事業を通じた福祉学習の充実	地区社協講演会等開催回数	113回	120回	地区社協	67
<b>2-1-（2）学校における福祉教育の充実</b>					
①福祉学習支援事業	相談支援件数(助成件数を含む)	34件	40件	市社協、学校教育課	67
②ふれあいネット推進事業 （地域と連携したところの教育等の推進）	ふれあい活動事業参加人数	46,898人	48,000人	学校教育課	67
③特別支援学級と通常学級との交流学級の推進	－	－	－	学校教育課	67
<b>2-1-（3）相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発</b>					
①福祉まつり事業	福祉まつり参加者数	7,600人	8,000人	市社協	68
②あんぶくまつりの開催支援(障害者社会参加促進事業)	－	－	－	障害福祉課	68
③多文化共生推進事業	イベント等実施回数	11回	14回	市民協働課	68
<b>基本施策</b>	2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援				
<b>2-2-（1）地域福祉活動の参加機会の提供</b>					
①市社協広報紙発行事業	（基本施策1-1-（1）-①の再掲）			市社協	70
②町内福祉委員会全体研修会開催事業	（基本施策1-1-（1）-②の再掲）			市社協、地区社協	70
③地区社協地域福祉活動勉強会開催事業	（基本施策1-1-（1）-③の再掲）			地区社協	70
④地区社協事業を通じた福祉学習の充実	（基本施策2-1-（1）-④の再掲）			地区社協	70
⑤ボランティア登録の促進【新規】	新規登録件数（累積）	－	10件	市社協	70
⑥ボランティア体験プログラム事業	体験場所	64箇所	74箇所	市社協	70
⑦市民活動活性化事業(情報受発信)	メールマガジン発行回数	12回	12回	市民協働課	70

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう － 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －				
基本施策	2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	主担当課	掲載頁
<b>2-2-2 (2) ボランティア等の養成と活用</b>					
①各種ボランティア等の養成講座の充実	ボランティア養成講座開催講座数	社協主催講座 7講座 団体自主講座 0講座	社協主催講座 4講座 団体自主講座 3講座	市社協	70
	市民協働サポーター登録者数	18人	25人	市民協働課	70
	連携・協働等による講座事業数	1事業	1事業	市社協	70
②公民館活動リーダー育成事業	研修会の実施	実施した	実施する	市民協働課	71
③各種ボランティア保険の周知と加入促進	広報掲載回数	市広報紙 1回 市社協広報紙 1回	市広報紙 1回 市社協広報紙 1回	市民協働課、市社協	71
<b>2-2-2 (3) 地域福祉活動等を担う団体の活動支援</b>					
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援	(基本施策1-1-(2)-①の再掲)			地区社協	71
②地域福祉活動助成事業	(基本施策2-2-(4)-①に掲載)			市社協、地区社協	71
③町内会活動支援事業	(基本施策2-2-(4)-②に掲載)			市民協働課	71
④公民館活動補助事業	(基本施策2-2-(4)-③に掲載)			市民協働課	71
⑤市民活動補助制度の運用及び協働事業への支援制度の活用	延べ助成団体数(累積)	35団体	70団体	市民協働課	71
⑥ボランティア活動助成事業	助成団体数	7団体	10団体	市社協	71
⑦市民活動活性化事業(市民活動団体支援)	(基本施策1-2-(2)-⑤の再掲)			市民協働課	71
⑧市民活動活性化事業(人材・団体育成事業)	講座開催数	7講座	7講座	市民協働課	71
<b>2-2-2 (4) 町内福祉活動等に対する助成</b>					
①地域福祉活動助成事業	助成町内会数	81町内会	全町内会	市社協、地区社協	72
	助成町内福祉委員会数	76町内福祉委員会	全町内福祉委員会		
②町内会活動支援事業	対象町内会数	81町内会	全町内会	市民協働課	72
③公民館活動補助事業	対象公民館数	81公民館	全公民館	市民協働課	72
④町内公民館建設費等補助事業	補助実行	実施	実施継続	市民協働課	72

<b>基本目標</b>	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう － 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －				
<b>基本施策</b>	2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援				
<b>事業名</b>	<b>活動指標</b>	<b>実績：2017年度</b>	<b>目標：2023年度</b>	<b>主担当課</b>	<b>掲載頁</b>
<b>2-3-（1）当事者団体に関する情報提供及び情報交流の推進</b>					
①障害者団体や介護者団体等の当事者団体の周知	市社協広報紙掲載回数	1回	1回	市社協、障害福祉課、高齢福祉課	74
②関係団体等懇話会の開催	懇話会団体数	14団体	14団体	障害福祉課	74
<b>2-3-（2）当事者団体の育成及び活動支援</b>					
①老人クラブ活動支援事業	老人クラブ数	99クラブ	103クラブ	高齢福祉課	74
	老人クラブ会員数	10,956人	11,300人		
②障害者社会参加促進事業	（基本施策1-4-（1）-⑧の再掲）			障害福祉課	74
③子育てサークルへの支援（地域子育て支援センター事業）	支援回数	450回	450回	子育て支援課	74
④介護者のつどいの周知と充実【新規】	介護者のつどい延べ開催回数	介護者のつどい延52回	介護者のつどい延60回	市社協、地区社協	74
⑤新たな当事者団体の支援	－	－	－	市社協、社会福祉課、障害福祉課	75
<b>2-3-（3）町内福祉委員会への啓発と活動支援</b>					
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援	（基本施策1-1-（2）-①の再掲）			地区社協	75
②地域見守り活動推進事業	（基本施策1-1-（3）-①の再掲）			市社協、地区社協	75
<b>基本施策</b>	2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備				
<b>2-4-（1）福祉センターの計画的な修繕と活用促進</b>					
①福祉センター維持管理事業	－	－	－	社会福祉課	76
②地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用促進	－	－	－	市社協、地区社協	77
<b>2-4-（2）地域福祉活動等の拠点施設の充実支援</b>					
①町内公民館建設費等補助事業	（基本施策2-2-（4）-④の再掲）			市民協働課	77

<b>基本目標</b>	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
<b>基本施策</b>	3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供				
<b>事業名</b>	<b>活動指標</b>	<b>実績：2017年度</b>	<b>目標：2023年度</b>	<b>主担当課</b>	<b>掲載頁</b>
<b>3-1-（1）福祉サービスに関する情報の収集と発信</b>					
①福祉サービスに関する情報提供	－	－	－	社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、市社協、地区社協	79
②福祉制度や医療制度に関する情報発信と理解促進	－	－	－	社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、国保年金課	79
③福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供	－	－	－	社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課	79
<b>3-1-（2）情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供</b>					
①市、市社協公式ウェブサイトの充実	－	－	－	秘書課、市社協	79
②点字、音声による情報提供の推進	－	－	－	障害福祉課	79
③手話通訳者、要約筆記者派遣事業	派遣件数	319件	350件	障害福祉課	79
④外国語版のパンフレットの作成、配布による情報提供	－	－	－	市民協働課	79

<b>基本目標</b>	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
<b>基本施策</b>	3-2 きめ細かな相談支援体制の確立				
<b>事業名</b>	<b>活動指標</b>	<b>実績：2017年度</b>	<b>目標：2023年度</b>	<b>主担当課</b>	<b>掲載頁</b>
<b>3-2-（1）住民の相談を「丸ごと」受け止める相談支援体制の構築</b>					
①包括的な相談支援体制の整備【新規】	－	－	－	社会福祉課	81
②市社協の相談支援体制の整備・充実	－	－	－	市社協	81
<b>3-2-（2）地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進</b>					
①町内福祉委員会での相談支援活動の支援	地域見守り活動推進事業実施町内福祉委員会数	76 町内福祉委員会	全町内福祉委員会	市社協、地区社協	81
②民生委員・児童委員活動の住民への周知と活動支援	－	－	－	社会福祉課、市社協、地区社協	81
③地域ケア体制の推進	－	－	－	高齢福祉課、障害福祉課、市社協、地区社協	81
<b>3-2-（3）専門的な相談支援体制の充実と周知</b>					
①高齢者の相談窓口の周知と充実	－	－	－	高齢福祉課、市社協	81
②障害のある人の相談窓口の周知と充実	相談支援事業所数	7 事業所	8 事業所	障害福祉課、子ども発達支援課、市社協	82
③健康に関する相談窓口の開設	－	－	－	健康推進課	82
④子育てに関する相談窓口の周知と充実	－	－	－	子育て支援課、子ども発達支援課、学校教育課、健康推進課	82
⑤ひとり親家庭の相談窓口の周知と充実	－	－	－	子育て支援課	82
⑥ドメスティックバイオレンス（DV）の相談窓口の周知と充実	－	－	－	市民協働課、市民課、子育て支援課	82
⑦生活困窮者の相談窓口の周知と充実【新規】	－	－	－	社会福祉課	82
⑧犯罪をした者等への社会復帰支援を行う各団体への支援【新規】	－	－	－	社会福祉課	82

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-3 公的な福祉サービスの充実				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	主担当課	掲載頁
<b>3-3-（1）各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開</b>					
①高齢者に対する福祉サービスの充実	－	－	－	高齢福祉課	83
②障害のある人に対する福祉サービスの充実	－	－	－	障害福祉課	84
③子ども、子育てに対する福祉サービスの充実	－	－	－	子育て支援課、 保育課	84
④介護予防事業の充実	介護予防事業 参加者数・講座数	なつかし学級 延 6,046 人	なつかし学級 延 6,300 人	高齢福祉課、市 社協	84
		スッキリ☆し ゃっきり健康 体操 延 9,385 人	すっきり・し ゃっきり健康 教室 延 9,500 人		
		－	介護予防講座 数 20 講座		
⑤家族介護者に対する支援の充実	介護人手当受給者数	420 人	480 人	高齢福祉課	84
⑥分野横断的な福祉サービスの展開【新規】	－	－	－	社会福祉課、障害 福祉課、高齢福祉 課、子育て支援 課、子ども発達支 援課、健康推進 課、市社協	84
<b>3-3-（2）福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実</b>					
①高齢者福祉施設の整備	－	－	－	高齢福祉課	84
②障害者福祉施設の整備	－	－	－	障害福祉課	84
③保育園の整備	－	－	－	子育て支援課、 保育課	84
④児童クラブの整備	－	－	－	子育て支援課	85
⑤福祉人材の確保【新規】	－	－	－	障害福祉課、高齢 福祉課、子育て支 援課、保育課	85
⑥共生型サービスの推進に向けた支援【新規】	－	－	－	障害福祉課、高 齢福祉課	85
<b>3-3-（3）適正な制度運用とサービスの質の確保</b>					
①福祉事業者による苦情相談制度の周知徹底	－	－	－	障害福祉課、高 齢福祉課	85
②県運営適正化委員会制度などの適正な運用	－	－	－	障害福祉課、高 齢福祉課	85
③保育園における苦情解決制度の周知と適正な運用	－	－	－	保育課	85
④福祉事業者の第三者評価、自己評価の促進	－	－	－	障害福祉課、高 齢福祉課、保育課	85
⑤福祉人材の確保	(基本施策3-3-(2)-⑤の再掲)			障害福祉課、高 齢福祉課、子育て 支援課、保育課	85
⑥共生型サービスの推進に向けた支援	(基本施策3-3-(2)-⑥の再掲)			障害福祉課、高 齢福祉課	85

<b>基本目標</b>	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
<b>基本施策</b>	3-4 セーフティネットの整備				
<b>事業名</b>	<b>活動指標</b>	<b>実績：2017年度</b>	<b>目標：2023年度</b>	<b>担当課</b>	<b>掲載頁</b>
<b>3-4-（1）生活困窮者等への支援の推進</b>					
①生活困窮者の相談窓口の周知と充実	（基本施策3-2-（3）-⑦の再掲）			社会福祉課	87
②居住に課題を抱える者への支援【新規】	－	－	－	社会福祉課	87
③就労に困難を抱える者への支援	（基本施策1-4-（2）-④の再掲）			社会福祉課	87
④貸付制度の周知及び相談支援	市社協広報紙掲載回数	1回	1回	子育て支援課、市社協	87
<b>3-4-（2）権利擁護事業の充実</b>					
①日常生活自立支援事業の周知と利用支援	－	－	－	障害福祉課、高齢福祉課、市社協	88
②成年後見制度の周知と利用支援	－	－	－	障害福祉課、高齢福祉課、市社協	88
<b>3-4-（3）総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化</b>					
①虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化	－	－	－	子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	88
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進	－	－	－	子育て支援課、保育課、学校教育課、社会福祉課	88
③住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進	－	－	－	子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	88
<b>3-4-（4）安否確認と緊急時の対応の充実</b>					
①高齢者孤立防止事業の推進	利用者数	福祉電話 190人	福祉電話 220人	高齢福祉課	88
		友愛訪問 233人	友愛訪問 255人		
		緊急通報システム 436人	緊急通報システム 495人		
		給食サービス 555人	給食サービス 660人		
②ICTを活用した安否確認システムの調査研究【新規】	－	－	－	高齢福祉課	89
<b>3-4-（5）ひとり親家庭に対する日常生活支援の充実</b>					
①家庭生活支援員の派遣	－	－	－	子育て支援課	89
<b>3-4-（6）養育支援訪問事業の充実</b>					
①家事支援員の派遣（産後の養育支援訪問事業）	－	－	－	子育て支援課	89
②保健師等による訪問支援の充実	－	－	－	子育て支援課、健康推進課	89
<b>3-4-（7）生きることの包括的支援</b>					
①自殺対策に向けた取組の強化【新規】	自殺死亡率（人口10万対）	16.1	14.5以下	健康推進課	89

<b>基本目標</b>	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
<b>基本施策</b>	3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化				
<b>事業名</b>	<b>活動指標</b>	<b>実績：2017年度</b>	<b>目標：2023年度</b>	<b>主担当課</b>	<b>掲載頁</b>
<b>3-5-（1）保健、医療、福祉の各専門機関の連携</b>					
①高齢者に対する総合的な支援体制の確立	－	－	－	高齢福祉課	91
②早期療育に向けた支援体制の確立	－	－	－	子ども発達支援課、健康推進課、保育課	91
③自立支援協議会を通じた事業者間の連携の促進	－	－	－	障害福祉課	91
<b>3-5-（2）地域と専門機関との連携</b>					
①地域ケア体制の推進	(3-2-(2)-③の再掲)			高齢福祉課、障害福祉課、市社協、地区社協	91
②障害者が地域で暮らすための専門機関と地域との連携の推進【新規】	－	－	－	障害福祉課	91
<b>3-5-（3）総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化（再掲）</b>					
①虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化	(3-4-(3)-①の再掲)			子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	91
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進	(3-4-(3)-②の再掲)			子育て支援課、保育課、学校教育課、社会福祉課	91
③住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進	(3-4-(3)-③の再掲)			子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	91
<b>3-5-（4）分野横断的な庁内連携体制の整備・強化（再掲）</b>					
①包括的な相談支援体制の整備	(3-2-(1)-①の再掲)			社会福祉課	91
②分野横断的な福祉サービスの展開	(3-3-(1)-⑥の再掲)			社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、子ども発達支援課、健康推進課、市社協	91

<b>基本目標</b>	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
<b>基本施策</b>	3-6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実				
<b>事業名</b>	<b>活動指標</b>	<b>実績：2017年度</b>	<b>目標：2023年度</b>	<b>主担当課</b>	<b>掲載頁</b>
<b>3-6-（1）公共施設等のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの導入</b>					
①施設改修時におけるバリアフリー化の推進	改修数	3 施設	4 施設	施設保全課	93
②施設新設におけるユニバーサルデザインの導入	－	－	－	施設保全課	93
<b>3-6-（2）交通のバリアフリー化の推進</b>					
①道路の段差等の解消の推進	－	－	－	土木課	93
②あんくるバスのバリアフリー化の促進	バリアフリー対応車両率	100%	100%	都市計画課	93
<b>3-6-（3）住まいのバリアフリー化の推進</b>					
①人にやさしい住宅リフォーム費助成事業	助成件数	174 件	175 件	高齢福祉課	93
②リフォームヘルパー派遣事業	派遣件数	17 件	25 件	高齢福祉課	93
③市営住宅のバリアフリー化	高齢者、障害のある人に配慮した市営住宅整備率	62.6%	74.7%	建築課	93
<b>3-6-（4）安心、便利な移動、外出支援の充実</b>					
①車いす貸出し事業	貸出し件数	622 件	700 件	市社協、地区社協	93
②車いす移送車貸出し事業	貸出し件数	621 件	700 件	市社協、地区社協	93
③高齢者外出支援サービス事業	交付人数	671 人	660 人	高齢福祉課	94
④障害者福祉タクシー料金助成事業	交付人数	1,188 人	1,200 人	障害福祉課	94
⑤あんくるバスの運行	利用人数	高齢者 延 180,228 人 障害者 延 45,706 人	高齢者 延 179,400 人 障害者 延 52,000 人	障害福祉課、高齢福祉課、都市計画課	94

## 7 用語解説

五十音順で表記をしています。

### — あ 行 —

#### 【ICT（ICTスキル）】

「ICT」とは「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略であり、IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。ICTスキル（Skill）とは、ICT（情報通信技術）を活用する能力・技能をいう。

#### 【インフォーマルサービス】

家族、近所の人、ボランティア等による福祉サービスをいう。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスであるフォーマルサービスの対義語として使われる。インフォーマルサービスは、支援を必要とする人の置かれた環境、状況に応じて柔軟な取組ができる点が特徴である。

#### 【運営適正化委員会】

都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に置かれる機関をいう。

#### 【NPO（法人）】

「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、広義には民間非営利組織といわれ、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指す。法的には、特定非営利活動促進法により、特定非営利活動を行う団体に法人格が付与され、その活動の推進が図られている。特定非営利活動促進法により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

#### 【エンパワーメント】

自らが本来持っている力を引き出し、意識と能力を高め、自分自身の生活を決定し、職場、家庭、地域など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的な意思決定に十分に関わることができる力をつけることをいう。

## — か 行 —

**【介護支援専門員（ケアマネジャー）】**

介護保険制度で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者をいう。要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設などと連絡調整等を行う。

**【基幹相談支援センター】**

総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関をいう。

**【救急医療情報キット（安心キット）】**

ひとり暮らし高齢者などの避難行動要支援者が災害時や病気等で緊急搬送される時に、必要な情報を速やかに医療機関に伝えることを目的としたもので、かかりつけ医や持病などの医療情報、健康保険証（写し）などを入れる専用の容器をいう。

**【給食サービス】**

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、食の自立の観点から十分なアセスメントを行ったうえで食事を提供するとともに、安否の確認をするサービスをいう。

**【共生型サービス】**

高齢者と障害児・者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、高齢者向けの介護保険サービスと障害児・者向けの障害福祉サービスの両方を行う新たなサービスをいう。

**【共生社会】**

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことをいう。

**【緊急通報システム】**

緊急通報装置を利用することによって、緊急時に委託業者の支援センターを介して通報の必要性の有無を確認した上で消防署に通報され、迅速で円滑な救助・援助を行う仕組みをいう。

**【権利擁護】**

自らの意思を表示することが困難な知的障害者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

**【後見人（成年後見人・保佐人・補助人）】**

知的障害や精神障害、認知症などにより、判断能力が十分でない人が、不利益を被らないよう家庭裁判所から選任され、援助する人をいう。

**【公認心理師】**

公認心理師法第2条に定めるとおり、登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次の行為を行うことを業とする者をいう。①心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。②心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。③心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

**【高齢者のみの世帯】**

65歳以上の高齢者のみで構成される世帯のうち、ひとり暮らし高齢者を除く世帯をいう。

**【子どもの貧困】**

子どもの貧困とは、必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）以下の所得で暮らす相対的貧困にある17歳以下の子どもの存在及び生活状況をいう。日本の子どもの7人に1人が貧困、ひとり親家庭の半数が貧困といわれており、貧困に追い詰められた親が虐待や育児放棄に至るケースやしっかりとした教育が受けられずに世代を超えて貧困が連鎖していくことなどが問題視されている。平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、政府として総合的に取組を進めることとされており、内閣府、文部科学省、厚生労働省などの関係省庁が連携して取り組んでいる。

**【コミュニティワーカー】**

社会福祉に関する専門的知識を有し、地域援助技術等を活用して、地域援助を行う者をいう。その業務には、住民参加による地域組織化活動や地域間での連絡、調整、住民への福祉学習など地域援助に関わる種々の活動がある。

**【孤立死】**

日常的に地域から孤立し、誰にも看取られることなく息を引き取り、かつ、相当期間放置される事例をいう。孤独死と表現されることもある。

## — さ 行 —

**【災害ボランティアセンター】**

災害時に被災者等のニーズを把握し、被災地内外から支援に駆けつけるボランティアを適切にコーディネートするための機関をいう。

**【サロン】**

町内福祉委員会など住民主体による仲間づくりや生きがいづくりのためのつどいを開催する活動のことをいう。ほかにも本市ではおしゃべりや情報交換の場としてのマタニティサロンや赤ちゃんサロン等を児童センターや保健センターで開催している。

**【自主防災組織】**

地域で災害による被害を予防、軽減する防災活動を行うために結成された住民組織をいう。

**【自主防犯組織】**

地域で自主的に防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動などの防犯活動に取り組んでいる住民組織をいう。

**【指定特定相談支援事業所】**

地域で暮らす障害のある人やその家族からの相談に応じ、サービスの紹介を行うほか、サービスが適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成する事業所をいう。

**【児童クラブ】**

保護者が仕事などにより昼間留守家庭になる小学校に就学している児童に対して、健全な育成を図るため、授業の終了後に預かり、適切な遊びや生活の場を提供する事業をいう。

**【市民活動センター】**

市民活動に関する様々な情報の提供、市民活動団体相互の交流と連携の促進や市民活動団体の自立を支援する市民活動のサポート拠点をいう。

**【市民交流センター】**

会議や研修、音楽演奏や室内レクリエーションなど、世代を超えた市民相互の交流の促進を図るため、平成 22 年 4 月に開館した施設をいう。また、市民活動センターを併設し、市民活動の活性化を図るための施設でもある。

**【若年無業者】**

概ね 15 歳以上 39 歳以下で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者をいう。

**【住民支え合いマップ】**

福祉マップを発展させ、地域の課題と同時に資源や解決方法を確認するものである。具体的には、福祉マップにおける地域の社会資源に加え、支援を必要とする人が日常生活の中で誰と接しているかを聞き取り、地図上にその人との関係性を表していくものをいう。

**【手話】**

手の形、位置、動きの組み合わせで意味を表す聴覚及び言語障害者のコミュニケーション手段の一つのことをいう。

**【小地域福祉活動】**

隣近所（単位福祉圏域）と町内会（第1次福祉圏域）の圏域での住民による地域福祉を推進するための活動をいう。

**【自立支援協議会】**

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場をいう。なお、社会資源の開発や改善などについて協議を行う。

**【スクールガード】**

あらかじめ各小学校に登録した住民が、子どもたちの登下校時間に合わせ、通学路の巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティアのことをいう。

**【生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）】**

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者をいう。本市では、平成27年4月から市社協（8つの日常生活圏域（地区社協単位））に配置している。

**【成年後見制度】**

知的障害や精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な人を保護し、支援するための制度をいう。

**【セーフティネット】**

経済的な危機や何らかの安全が脅かされた場合にも、最低限の生活を保障してくれる、社会的な制度や施策をいう。

**【セルフヘルプ】**

特定の問題を抱えた当事者が、自らの現状を自らで修正、改善する活動をいう。

**【ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）】**

現実の問題として、社会的不利を抱えた人（障害のある人、失業者、ホームレス、外国籍の人、性的少数者等）は孤立や経済的困窮に陥りやすい状況があるが、「あらゆる人が孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支え合う」理念をいう。

**－ た 行 －****【第三者評価】**

福祉サービスの質の評価を行うための専門的な知識を有する第三者機関が、客観的な基準に基づいてサービスの質の評価を行うとともに、その結果を公表し、利用者に情報提供を行う仕組みをいう。外部評価ともいう。

**【多文化共生】**

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。

**【地域共生社会】**

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

**【地域ケア体制】**

高齢者などの支援を必要とする人が閉じこもりや孤立といった状態にならず、地域社会と関わり合いながら安心して生活できるよう、共助と公助により、当事者を見守り支えていく体制のことをいう。

**【地域子育て支援センター】**

子育て中の親子に対し、交流の場の提供、子育て相談、育児情報の提供、育児講座の実施、子育てサークルの支援など、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点施設をいう。

**【地域支援者】**

避難行動要支援者支援制度に登録された要支援者に対し、日ごろの見守りや災害時に可能な範囲で支援する人のことをいう。

**【地域福祉活動】**

地区社協（第2次福祉圏域）と市（第3次福祉圏域）の圏域での住民による地域福祉を推進するための活動をいう。

**【地域福祉活動計画】**

社会福祉協議会が策定する計画で、地域で住民や各種団体などが取り組む活動をまとめたものをいう。

**【地域包括ケアシステム】**

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるようにするために、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を切れ目なく一体的に提供する体制・システムをいう。国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を実現していくことを目指している。

**【地域包括支援センター】**

保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種で構成され、住み慣れた地域で介護保険をはじめとしたさまざまな保健や福祉のサービス、その他の社会的な支援を円滑に利用できるよう、総合相談、虐待防止、権利擁護、介護予防マネジメント、地域における包括的・継続的マネジメントなど総合的に支援していく機関をいう。

**【地域密着型サービス】**

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域での生活を支えるための介護サービスをいう。原則として市町村の被保険者のみが利用できるサービスである。

**【地区社会福祉協議会】**

24 ページ参照

**【町内福祉委員会】**

20 ページ参照

**【特別支援教育（特別支援学校・特別支援学級）】**

障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについては、障害の種類、程度等に応じ、特別な配慮の下に、特別支援学校（平成26年度から養護学校の名称を使用している学校も特別支援学校に名称統一。ただし、盲学校、聾学校は除く。）や小学校、中学校の特別支援学級（平成18年度まで特殊学級）、において行われる教育をいう。

**【ドメスティック・バイオレンス（DV）】**

夫婦、恋人等親密な関係にある男女若しくは過去に親密な関係にあった男女間の暴力、その他の精神的・身体的・経済的又は性的な苦痛を与える言動のことをいう。「DV」は「Domestic Violence」の略称。

## — な 行 —

**【ノーマライゼーション】**

障害のある人や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、すべての人々を包含する地域社会のあり方をいう。

## — は 行 —

**【8050 問題】**

「80」代の親がニートや引きこもりの「50」代の子どもの生活を支えるという問題のことをいう。若者の引きこもりが長期化して親も高齢となり、収入や介護に関する問題等が発生し、こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが社会問題になっている。

**【発達障害】**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、その他これに類する脳機能の障害をいう。

**【パラサイト破産・老後破産】**

パラサイト破産とは、ニートや生涯未婚者の増加等を背景に、自立できずに親世代と同居する子どもを、高齢期を向かえた親が経済面や生活面で背負い込み生活が成り立たなくなる問題のことをいう。老後破産は、独居老人が貧困により破産状態の生活を送らざるを得ないような状態になっている問題のことをいう。

**【バリアフリー】**

公共の建物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害のある人の利用にも配慮した設計のことをいう。具体的には、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等が挙げられる。

**【伴走支援】**

市民活動団体の困りごとに耳を傾け、困りごとや課題の解決に向けてともに悩み、汗を流す、資金面以外の支援のことをいう。

**【ピアカウンセリング】**

障害のある人同士のグループや患者会の自助グループで用いられ、同じ境遇にある仲間同士でしか理解しえないことを語り、お互いに支持し合えるカウンセリングをいう。

**【ひとり暮らし高齢者】**

65歳以上の高齢者1人で構成される世帯のことをいう。一定の条件のもと、市に登録をした人をひとり暮らし高齢登録者という。

**【避難行動要支援者】**

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に支援を要する人のことをいう。具体的には、ひとり暮らし高齢者として市に登録されている者、認知症高齢者、ねたきり高齢者、要介護3以上の高齢者、障害者手帳を所持する障害者のほか、日中独居高齢者や高齢者のみ世帯等の災害時等の避難に支援を要する者をさす。

**【避難行動要支援者支援制度】**

平成25年度に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成と地域への提供が義務化されたのを契機に、これまでの災害時要援護者支援制度から移行した制度をいう。ひとり暮らしの高齢者など、日常においても支援を必要とする人に対して、災害時などにおいて地域の中で避難介助や安否確認などの支援を受けやすくするための制度をいう。

**【ファシリテーション】**

会議やプロジェクトなどの集団活動がスムーズに進むように、また成果が上がるように支援することをいう。会議の場面の例としては、質問によって参加者の意見を引き出し、合意に向けて論点を整理することなどが挙げられる。こうした働きかけにより、メンバーのモチベーションを高め、発想を促進することなどが期待されている。こうしたファシリテーションを行うスキルを持った者をファシリテーターと呼ぶ。

**【ファミリーサポートセンター】**

小学校6年生以下の児童を対象に、保護者の通院や冠婚葬祭、保育所の送迎又は心身のリフレッシュなどの場合に、会員同士により有料で預かる相互援助活動を行う会員組織のことをいう。会員は、事前の登録制で、子育ての手助けをして欲しい「依頼会員」と、子育ての協力をする「提供会員」がある。

**【ファンディング】**

市民活動団体が、自らの活動のための資金を、広く寄附を募集するなどの手法を用いて調達することをいう。

**【フォーマルサービス】**

法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをいう。インフォーマルサービスの対義語である。

### 【福祉事業者】

福祉サービスを提供する事業所を運営委託する事業者の総称をいう。本計画では分野を限定せず、事業者全般を指している。

### 【福祉電話】

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、外出困難な重度障害のある人を対象に、指定した曜日の朝に電話し、安否確認を行う事業をいう。

### 【福祉マップ】

住民自らが住宅地図上に福祉施設や関係機関、避難行動要支援者などの情報を記入したものをいう。

### 【プロボノ】

社会人が、仕事を通じて培った知識や技術などを社会のために役立てるボランティア活動全般、それに参加する専門家自身のことをいう。

### 【法人後見】

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などが成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護、支援を行うことをいう。

## — ま 行 —

### 【見守り活動】

ひとり暮らしの高齢者等への訪問等を通じて、異変を早期に発見し、安心して暮せるようにするための住民全体の活動をいう。

### 【民生委員・児童委員】

21 ページ参照

## — や 行 —

### 【友愛訪問】

老人クラブの自主事業のひとつとして、65 歳以上のひとり暮らし高齢者のうち希望者に安否の確認や話し相手として、地区の老人クラブ員が週に 2 回程度の訪問をしている活動をいう。

### 【ユニバーサルデザイン】

年齢や性別、障害の有無に関係なく、誰もが使いやすい配慮がなされたデザインをいう。

**【要約筆記】**

聴覚障害者のための情報保障の手段のひとつであり、話し手の話の内容を要約して筆記し、聴覚障害者に伝達することをいう。

## — ら 行 —

**【リフォームヘルパー】**

要介護高齢者や障害のある人の自宅に出向き、個人の身体状況を踏まえた住宅改修について、相談に応じたり、助言を行ったりする者をいう。介護福祉士、理学療法士、作業療法士、建築士等が専門的な助言を行う。

**【療育】**

発達に何らかの偏りや心配のある子どもが、基本的な生活習慣や社会性の基礎を身につけることを目的として行われる支援のことをいう。

## — わ 行 —

**【ワークショップ】**

参加者が主体的に話し合いを進めていく中で、相互に意見を取り入れながら、問題意識を高め合い、問題の明確化、解決策の提示などを具体化しようとする手法をいう。